

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成29年1月24日（火）午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 守下 実（さいたま地方裁判所第5刑事部 判事）

裁判官 來司直美（さいたま地方裁判所第5刑事部 判事）

検察官 吉田純平（さいたま地方検察庁 検事）

弁護士 岩本憲武（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 20代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代 女性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、時間になりましたので、これから意見交換会を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、さいたま地裁第5刑事部裁判長の守下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、7名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。今後の裁判員裁判の運営改善のため、ぜひとも率直な御意見をお聞かせ願えればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日は、司会を務める私以外にも、裁判官、検察官、弁護士が各1名ずつ参加しておりますので、最初にそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

來司裁判官

陪席の裁判官の來司と申します。今回は、皆さんにお集まりいただきましてありがとうございます。今日いろいろ貴重な意見が聞けると思っていますので、よろしくお願いいたします。

吉田検察官

さいたま地方検察庁の検事の吉田と申します。本日、裁判員の経験者の方々から貴重な御意見を聞かせていただけると非常に楽しみにしておりました。よろしくお願いいたします。

岩本弁護士

埼玉弁護士会の弁護士の岩本と申します。私自身、裁判員裁判は何件も弁護人を担当しているのですが、毎回、どういう弁護活動がよいのかということを実に謙虚に悩みながらやっておりますので、今日お聞きしたお話もまたよい弁護活動の参考にさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、早速中身に入っていきたいと思います。今日集まっていたいただきました7名の方は、それぞれ全員別の事件を担当されました。私のほうから、どのような事件を担当したかをごく簡単に御紹介しますので、お一人ずつ、それを踏まえながら、裁判員裁判に参加するに当たって感じたことや苦勞した点などについてお聞かせ願

えればと存じます。あらかじめお渡しした質問事項では結構細かく、呼び出しとか、選任期日の進め方についての改善事項とか、いろいろ書いてありますけども、余りこれにこだわらずに、呼び出しを受けて思ったこととか、参加するに当たって苦労したことなどを述べていただければと思いますので、よろしく願いいたします。まず、1番さんは、住居侵入、強盗強姦と、それから強姦の2件があって、審理としては1日で証拠調べまで終わって、2日目の午前中に論告、弁論を行って、ただ判決はその1週間後だと。争点としては量刑だったと思いますが、よろしいですか。

1番

この裁判員に参加するに当たっての問題点ということですが、最初に、お手紙が来ますね。まずは、びっくりしました。えっ、何で裁判所からと思ひまして、全然思い当たる節がなく、あけたら、あっ、裁判員にと。選ばれたという通知は大分前に来ていたのですが、3月ごろ選任されて、呼び出しが12月に来たものですから、すっかり忘れていました。例えば、裁判員に選ばれてから、3か月後とかであれば、まだ意識があるからいいかなと思います。忘れた頃に来て、心づもりのないところに来てしまったという感想でした。それからそのときに、いろいろ資料が入っているので、そうすると約1か月ぐらいの中で裁判所に行って、また抽せんが行われるとなると、自分が裁判員をやるやらないは別としても、自分のスケジュールをどう管理をすればいいのかということをもまず一番に考えました。もし、選ばれて参加するならば、できるだけやれることはしようと思っていました。何とかぎりぎり日程が調整ができましたので、参加しました。ただ、日程的に、その日から審理に入るような場合でしたら、内容にもよるのかもしれませんが、結構きついと思います。私の場合は、翌週からだったので、気分的なものですが、受け入れるのが楽な部分もあり、自分としてはよかったなと思ひました。

司会者

ありがとうございます。審理がその日に始まるのか、それから少し日を置いてから始まるのかについては、今回も実は午前中に選任があって、午後から審理という

経験者の方もいらっしゃいますので、感想をお聞きしたいと思います。ここはいつも悩むところで、職務従事予定期間というのですが、選任されてから言い渡しまでの期間が少し長くなってきているのです。それは、1つは、たっぷり時間をとって、しっかり評議をしてもらおうと、審理に時間をとるということで長くなってきているのですが、他方で参加していただく方の拘束時間が長くなるという負担もあるので、その兼ね合いにいつも悩んでいるものですから、その辺も聞かせてもらえればなと思っています。1番さんの場合は、比較的コンパクトな審理だったかなと思います。

次に、2番の方は、事件としては、現住建造物放火が2件で、非現住建造物放火が6件、その未遂が2件、さらに窃盗等もあるという非常に事件数が多く、審理も証拠調べに4日間、5日目に論告、弁論で、判決はそのさらに1週間後という事件だったと思います。ただ、争点は量刑だったので、事実争いがあるわけではなかったと思うのですが、いかがだったでしょうか。

2番

私がちょっと気になったのが、どんな理由で前年度の12月に名簿をつくって、年末に案内状が送られてくるのか、説明が欲しいなと思いました。結構12月って何かとばたばたしているし、ああ、やっと年末で少しゆっくりできると思ったときに、ポストの中に入っていたので、気になりました。

司会者

2番さんがおっしゃっているのは、一番最初に、これから1年間呼ばれる可能性がありますよと来る最初の通知のことでしょうか。

2番

そうです。年末に来ました。

司会者

その趣旨は、先ほど1番さんの話にも出てきましたが、やっぱり全く思いも寄らないときに来るとびっくりするから、予告ということで送っているものです。11

月ぐらいから発送の準備をするのですが、それが年末ぐらいに届いて、それから来年1年間呼ばれる可能性がありますよということをアナウンスをし、実際に個別の事件のときにくじで選ばれた人が呼ばれるということになっています。1番さんのほうは、それが1年だと、忘れたころに来るじゃないかという御意見、これは耳が痛い話ですが、しょっちゅう通知するというのも大変なので、最初に1年間の間に呼ばれる可能性があるという通知をし、その後呼ばれたときに、さらにその時点での御都合をお聞かせいただくということにしています。年末に来ると、ただでさえ忙しいのにとというのは、全国一斉にやっているものですから、なかなかさいたま地裁だけというのも難しいかなと思いますので、そこはちょっと御理解願いたいなと思います。

2番

わかりました。あと、休み、苦労という点なんですけど、これはかなりありました。

司会者

2番さんの事件は、月、火、水、木、金と連日でしたね。

2番

はい。私、裁判員になりたかったのですが、会社の理解が非常に得られなくて、会社でいじめに遭いました。

司会者

そうなんですか。参加するときに、余りふれ回ってはだめですけども、休みをとらなきゃいけないので、上司だとか、そういったところにはお伝えしてもいいですよとなっていたと思うのですが、上司の理解はあったのですか。

2番

上司の理解もなく、周りの理解もなく、上司はパソコンで調べて、みんなこんなふうに理由を言って辞退してると言われたり、同僚からは、裁判員になって何の得になるのとか、そういう批判的なことを言われたりとか、私のいない間に同僚に私の

年休を調べられて、上司にあと何日私の年休が残っていると言われてたりしました。裁判員は別に悪いことをしているわけでもないのに、年休が削られてしまうというので非常に迷いました。年休が今度本当にとりたいときにとりづらくなってしまふ、周りに気遣いしてしまう、でも、最後には押し切ってということがありました。

司会者

非常に申しわけないです。もちろん国民の義務になっているので、これで不利益をしちゃいけないというのは法律で決まってはいるんですが、実際そういうことがあったとき、じゃ何ができるかという、なかなか難しいところがあります。1つは、裁判所、あるいは法曹でできることとしては、もう少し裁判員裁判、裁判員制度の意義などをもう少しアピールしなきゃいけないかなと思っています。来てくださいますとか、お願いしますというのはいいんですが、2番さんみたいに、せっかくやってくださろうとしている方が不利益になるというのはやはり理解が広まっていない結果だと思うので、その辺りはもう少し頑張りたいなと思います。本当に事件を担当するだけでも大変なので、そういったことで御苦勞をおかけしたというのは非常に驚きましたし、ほかの方も、えっという感じになっていましたね。それは、大変だったと思われるんですけども、参加しているときに、例えば裁判官に相談したりとか、そういうことはされたんですか。

2番

事前に私の上司が、裁判所の人に何とかやめさせてくださいと連絡しました。それで、結局、間に入ってくれた男性には結構配慮していただいて、大丈夫ですかとか、いろいろ聞いてくれました。

司会者

そうですね。裁判所のほうで辞退事由があるか最終的に判断をするのですが、御本人が例えば仕事の関係で代わり的人がいなくて、少し難しいということがあれば、そこはもちろん配慮するのですが、御本人がやりたいと言っているのに、職場からいろいろ言われるのは悩ましいところですね。

2番

やはりもう少し新聞だとか，国の理解が欲しいなと思いました。

司会者

わかりました。それは，本当に心して考えてみたいと思います。どうも御苦勞おかけしました。だから，そういう意味でもやっぱり長いと，その分だけつらい状況が続いたということですね。ありがとうございます。

次に3番さんの事件は，強制わいせつ致傷の事件で，事実には争いがあった事件でしたね。暴行及びわいせつ行為に当たるかということと，責任能力も争われた事件で，審理自体も，初日が午後半日で，2日目，3日目と証拠調べを行って，4日目に論告，弁論，判決はその4日後ということでしたが，いかがでしたか。

3番

私，裁判所がとても嫌いというか，苦手でした。自分が人生を送る中で，裁判を起こしたほうがいいんじゃないのと周りに言われるようなことがあっても，どうも裁判所が何だか苦手で，中身も全然わからないと思っていました。ただ今回こういう機会をいただきまして，本当によく理解することもできましたし，裁判所で働いている方の苦勞というか，本当に真面目に，公平な立場で向き合ってくださいっているんだなということを知ることができて，本当によかったと思っています。日にちが長かったので，会社にお休みをもらうとき，最初はやっぱり，えっという感じでしたが，後から，特別休暇という形で，出勤した形にしてくださいました。ただ，今回また呼ばれて，えっ，もう一回あるのみたいな感じで，なかなか最初は担当の方は余りいい感じじゃなかったのですが，私本人としては裁判員裁判に参加できて，裁判所というものが理解できましたし，裁判というものも理解できて，大変貴重な体験をさせていただけたと思っています。

司会者

今お話に出てきたところですが，裁判員用の休暇みたいな制度ができたわけではないんですか。

3番

どうなんでしょうか。会社で何例もないのか、一例もなかったのか、わからないですが、一応国民の義務ということで、会社のなかでしばらく議論があつて、審議した結果、じゃ特別休暇を出しましょうということになったみたいです。

司会者

特別休暇になったんですね。今回が先例になるといいですよ。2番さんみたいに苦労される方が少なくなるといいなと思います。それでは、4番さんの事件は殺人未遂の事件で、家族の中で妹が兄を殺害しようと考えて、寝ているところにおのを振りおろしたという事件だったと思います。事実には争いはなくて、争点は量刑でした。審理期間としては1日で証拠調べが終わって、2日目に論告、弁論で、判決はその4日後というような事件だったと思いますが、いかがでしたか。

4番

私の会社は、2番さんと全く真逆で、今後出勤扱いにするということになりました。今日も堂々と来ています。私は、会計事務所に勤務しているので、2月から3月は個人の確定申告で本来忙しいのですが、この仕事、実は3月の中旬に受けているんです。でも、所長が法に携わる人間でもあるし、仕事だからということで、積極的に参加させようと事務所が変わりました。

司会者

所長がそういう理解のある方だったんですね。

4番

ええ。法に携わっている仕事をやっているのだから、参加しよう。

司会者

それに当たっては、所長が裁判員裁判について理解されるに至ったきっかけみたいなものは何かお聞きになっていますか。

4番

今まで誰も当たった人がいなかったのですが、実際当たってみると、結構日にち

もとられるので、堂々とできるように変えようということで、みんなの総意で変わりました。私としては非常に満足しています。

司会者

ありがとうございます。ここは、さまざまですね。それでは次に、5番さんですが、5番さんの事件は強盗致傷等ということで、被告人は2人いたんですね。事実には争いはなくて、争点は量刑なんだけども、審理としては1日目の午前中に選任手続があつて、午後から証拠調べが始まったのですね。それで、2日目、3日目と続いて、4日目に論告、弁論、判決はその3日後という事件だったと思いますが、選ばれた日にいきなり審理が始まるということも含めて、いかがだったでしょうか。

5番

個人的には、何で選ばれたんだろうというのが率直な意見ですが、でも選ばれたからには率先してやってみたいというのは同時に心の中では思っていました。ただ個人的には手紙が来たときに、率先してやりたかったのですが、辞退したい人は辞退理由の紙を詳細に書かなければならないと思ったので、ああ、辞退したい人はここまで書く項目が多いんだなというのは、少し問題なのかなと思いました。今回、実際やってみて、選ばれたその日から審理が始まったということで、初日は正直つらかったです。何で選ばれたんだろうというショックと、その気分が転換しないうちに、さあ、スタートだみたいな感じだったので。徐々に、裁判官が気さくな人柄だったので、その人たちには助けられたというところはあります。総じて、やってよかったなと思います。

司会者

何で私がというような思いをされる方は結構多くて、選任手続の中でもそういった質問をされる方はいらっしゃるんだけど、やっていただくと、真摯にやっていただけることも多くて、できるだけお願いしたいと思っています。それから、辞退事由については、やはり皆さんの協力でやっているのだから、余り無理をやると、結局かえって理解されないことになるので、ある程度御都合をお聞きして、柔軟にという

ことではやっています。ただ、余りにも、やりたくないからという理由で認めていると、制度の根幹が揺らいでしまうので、きちんと仕事なら仕事で、本当にこういうことで難しいんですと言っただけならば、そこは配慮しております。それから、ほかにもいろんな辞退事由があつて、例えば小さい子供を抱えていて、預かってもらうところがないとか、それから高齢の両親を抱えていて、介護で大変だからというのも配慮していますので、その辺は言っただけさえすれば、できるだけ配慮するというところでやっております。

5 番

2 番さん、4 番さんに続いて、会社の理解について述べさせていただきます。実は自分は介護職員をやっています、現場の施設長の理解はすごく深まっています、実際に上司に言ったら、やってきなよという感じで肩を、背中を押してくれたので、すごく年休もとやすかったですし、介護業界全部とは言いませんが、介護業界はやはり結構忙しいと思うのですが、その中でもやりくりしているので、申しわけないなと思いつつも、背中を押してくれるという職場だったので、とてもよかったなと思います。

司会者

そういうところが増えてくれればいいなと思っていますし、こちらも頑張らなければいけないなと思っています。次に、6 番さんの事件は、住居侵入、現住建造物等放火の事件ですが、自分は犯人ではないと争っていた事件でした。これは証拠調べも7日間みっちりやって、判決の言い渡しまで含めると、約1か月ぐらい要した事件ではないかなと思うのですが、いかがでしたか。

6 番

こういう制度があるということは知っておりましたが、まさか自分が選ばれるとは思っていませんでした。大体確率的には1万人に1人だということも聞いております。選ばれたということを周りの人に言っても、ほとんどやったという経験のある人はいなかったです。そのためどういふ内容で進めていくのか、ある程度テレビ

ドラマとかで推測はできますが、ただ実際に進めるとなると全く理解していませんでした。特に今回私が担当した事件は、確定的な証拠が全くありませんでした。その中で、最終的には有罪か無罪か決めなければいけないので、13日間出席して結論を出しました。自分の中で一番問題だったのは、有罪であれば、結局量刑を確定しなければいけないわけですよね。そうすると、どの程度の刑がこの人にとって、最適なんだろうということで、今までの判例のリストをいろいろ見せていただきました。

司会者

データベースですね。

6番

ええ。ただ、それを見ると、プロというか、弁護士とか検察官とか裁判官、そういった方が見るようなリストで、私たちが裁判員として見るようなつくり方はされていないと思いました。もう少しわかりやすく、その内容を見てわかるようなつくり方をしてほしかったなとは思っています。

司会者

後で論告、弁論のところに出てくるかもしれませんが、この事件は、例えば検察官とか弁護人のほうは、そういった量刑データベースに基づいた刑の主張みたいなものはありませんでしたか。

6番

ありました。

司会者

わかりました。いずれにしても、1か月間という非常に大変な事件で、しかも難しかった事件で、審理とかもいろいろ問題はあったと思いますので、それはまた後でお聞きしようと思っています。それでは最後に、7番の方が担当された事件は、危険運転致死と道路交通法違反という事件で、争点は量刑ということなので、犯罪の成立自体に争いはなかったようですけれども、審理としては1日目と2日目の午前中までやって、2日目の午後に論告、弁論があって、判決はその1週間後という事件だ

ったと思います。7番さん、いかがだったでしょうか。

7番

1番の方から今までお聞きして、大体皆さんと同じようなことですが、ただ2番の方のような差別的な扱いはありませんでした。勤務先でも、皆さん何か、言葉は変ですけども、宝くじに当たっちゃったんじゃないというような、逆に、すごいねみたいな感じで受け取っていただいたので、私は割とハッピーに取り組むことはできたんですけども、一番最初にこちらに伺ったときに、なぜと思ったことが1つあって、大勢、四十何人見えていたと思うのですが、それで抽せんをするということに対して、なぜ決まっている人だけを呼ばないのか少し疑問でした。わざわざ足を運ばせてここで抽せんする必要があるのかと思いました。

司会者

何人ぐらい最終的には残られましたか。

7番

出席者は四十何人で、最終的には8人です。

司会者

そうですね。6人プラス2人で8人ですね。だから、裁判員を選ぶのにこんなに呼ぶ必要はないんじゃないかなという、そういう御意見ですか。

7番

はい。そのためにアンケートとかがあるわけですから、帰られる人がかなり多かったんで、何か申しわけない気持ちで少し複雑でした。

司会者

そうですね。7番さんは選ばれたからよかったけど、選ばれなかった人は何だったんだろうということですね。

7番

恐らく前向きに来られた人も大勢いらっしやったと思うんです。その人の思いを想像すると、申しわけないなという気持ちにもなってしまいました。

司会者

少し制度の、法律の話をさせていただくと、補充裁判員を2名選ぶということだと、今おっしゃったように8名なんですけど、そうするとこれを選ぶためには、理屈でいうと、結局検察官、弁護人は、理由なし不選任とあって、理由をつけずに、この人は外してくださいと言う権利があって、それぞれ5人まで言えるんです。そうすると、結局18人そろわないと安全に選任手続できないんです。だから、本当はぴったり18人そろえばいいんですが、なかなか呼び出しをかけても、当日来るか来ないかわからない人も結構いて、なかなかぴったり18とか20人ぐらいにいけばいいんですけども、それがなかなかならず、結局あけてみるとということがあります。普通は、何とか20人ちょっとぐらいにしようと思っはいるのですが、呼び出しをかけた後に、その中に例えば辞退事由がある人がどのぐらいいるかわからないので、ふたをあけてみないとということがあって、そこは本当に申しわけないなと思っております。ただ、そうした選ばれなくて残念に思う方をできるだけ少なくするように、人数は調整してやってはいます。ただ、最初のほうは結構いいのですが、そのうち、名簿を使っていくうちに、もう呼ばれた人が出てくるので、少し多目に呼んだりします。年度末になるとだんだんふえてくる。ただ、それでもいっぱい呼ぶのではなくて、足りなくなりそうなときに追加選任とあって追加で呼ぶとか、そういう工夫もしてはいます。おっしゃることはもっともなことだと思うので、そう思われる方がいるということをお腹に銘じてやっていきたいなと思っております。

7番

ありがとうございます。

司会者

それでは、一通りお伺いしましたので、これから審理の中身に入っていこうと思っております。まず、裁判員裁判においては、裁判員の皆さんと裁判官とが評議をして結論を出していくわけですけれども、裁判員の皆さんに意見を言っていただく前提として、まずは公判審理、法廷で行われる審理の中身が十分理解できなければ、実質

的な話にはできないと思います。そういう意味で、公判廷で行われる審理がわかりやすいものになっているか、何か問題がないかといった点から少し皆さんの御意見を伺ってはいかがでしょうか。手続の順番に従って、まず冒頭陳述について伺います。冒頭陳述というのは、証拠調べに入るところで、検察官、それから弁護人が、これから証拠によって証明しようとする事実について説明します。例えば否認事件、犯人かどうか争われている事件であれば、検察官は、こういったことから被告人が犯人だということを立証しますので、聞いてくださいと、弁護人は逆に、こういったところから立証はできていないということを言ったりしますし、それから量刑が争点となる事件では、こういったところに注目して刑の重さを考えてくださいといったことをそれぞれが説明する手続があります。これらについて、その内容であるとか、書面の使い方、それから検察官、弁護人の話し方などについて、お気づきの点があれば言っていただければと思います。2番さんの事件は非常に多くの事実があって、その辺は証拠調べの冒頭の冒頭陳述でわかりましたでしょうか。

2番

私は、わかりやすかったので、問題はなかったです。難しい事件だったけれど、とてもいろいろなことがわかりやすかったので、誰ひとり、この資料がわかりづらいつかという声はなかったです。

司会者

それは、検察官も弁護人のほうもですか。

2番

はい、そうです。

司会者

何かわかりやすい工夫とかがあったのでしょうか。

2番

写真とか、ちゃんと矢印であったり、いろんな角度からやってくれていたの、見やすかったし、わかりやすかったです。

司会者

今ここでお聞きしようと思ったのは、冒頭陳述というのが一番最初にあって、これからこういったことを立証していくので、この辺に気をつけてくださいというのが出てきて、そこで初めて争点が出てきたと思うのですが、それには多分余り写真とか入っていないくて、色刷りにはなっていると思うんですけども、矢印はありましたか。

2番

ありました。

司会者

2番さんの事件は、放火も窃盗もありますが、その辺はグループ分けみたいな形になって説明があったんでしょうか。

2番

一人一人の画面があったり、上のところに画面があったり、わかりやすかったです。

司会者

じゃ、難しい事件としては、6番さんのさっき言った確定的な証拠というか、恐らく直接的な、この人が犯人というのではないけれども、いろいろな事実を積み重ねていく事件だったと思うのですが、この辺はどうでしたか。

6番

裁判官の方が3人いらっしゃいましたので、その都度、事件の内容、冒頭陳述とか、どういう問題が要するに争点なのかということに関して、事前にいろいろお話をさせていただいたので、その辺については非常にわかりやすかったと思っています。

司会者

裁判官も説明するのですが、なかなかすぐには思い出せないかもしれないですが、一番最初に、まず起訴状朗読があって、認めるかどうかを聞いて、その後に証拠調べということで、初めて事件の詳しい内容とか争点が出てくる場面がこの冒頭陳述な

んですが、裁判官も後から、冒頭陳述を聞いていてわかりましたかということが多分尋ねると思うのですが、その冒頭陳述を聞いただけでもよくわかりましたか。

6 番

そうですね。私なりには理解できました。

司会者

特に中身もですけども、プレゼンテーションの仕方とかで、もう少しこうすればいいのにというところはなかったですか。

6 番

そういう気がついたところは、別にありませんでした。

司会者

5 番さんはいかがですか。

5 番

印象では、検察官、弁護士ともに、一般人にわかりやすいように、一回でのみ込めるようなわかりやすい話し方でした。紙自体については、検察官の方はちょっとわかりにくかったかなというのありました。逆に弁護人は、パワーポイントというんですか、端的な言葉で、争点に対して、これとこれとこれみたいな感じで、何か図にもしていて、わかりやすかったと思います。

司会者

5 番さんの事件は、争点としては量刑でしたが、量刑についてそういうわかりやすい形で示されたんですか。

5 番

記憶だと、検察官が量刑をこれとこれみたいな主張をすることに対しての弁護人の反論が非常に見やすかったです。ここは争いたいんだというのが、パワーポイントを見て、なるほどなってすごくのみ込めたという印象です。

司会者

ほかの方はいかがですか。じゃ、1 番さん、お願いします。

1 番

私の場合2つの案件がありまして、それぞれが違うものですから、そうすると冒頭陳述の中で言われていることを聞いても、ごちゃごちゃになるわけではないのですが、オーバーラップしてくることがあるので、最初の段階ではそれをのみ込むことは難しいと思います。1つずつこなしていくしかないので、形的には最初の冒頭陳述でいきなり事実としてこういうことがあったということを検察官が述べられることについて、裁判員裁判になってからは大分、改善されているのかとは思いますが、それでもやはり最初の冒頭陳述を聞いていて実際には半分もわからないと思います。今は終わっていて、何となくわかった気になっていますが、実際にそのときのあの法廷で裁判員が聞いているときにはやはり緊張感もあるし、みんな真剣ですが、多分そんなには、わからなかったというのが本音だと思います。

司会者

非常に私もよくわかりますというか、いいポイントだと思います。冒頭陳述で昔よく指摘されたのが、欲張り過ぎて、いっぱい盛り込み過ぎるので、わからないと言われていて、今1番さんがおっしゃったように、要するに最後にわかればいいので、だからこれから証拠調べをする道しるべになればいいから、その限度で、例えば今おっしゃったように、事実が2つあるのであれば、その区別がつくようにとか、こっち側にはこっち側のこういう問題があるというのがわかるようになってさえすればいいわけで、そこをどれだけ実現できているかということでしょうかね。冒頭陳述については、裁判所も事前には中身がわからないので、その辺は、争点整理はしますけれども、検察官、弁護人に任せるところでもあるので、今日せっかく来ていますから、質問をしてもらおうかなと思っています。ほかの方、何かつけ加えるところがありますか。

4 番

私は争われなかったのが、よかったと思っています。精神鑑定というのがあったので、きちんとみんな調べられているんだなと感心しました。

司会者

4番さんの事件は、責任能力に争いはなかったけれども、前提として、精神障害についてどうかというところがあったけれども、それはきちんと証拠になっていたということですか。

4番

そのとおりです。

司会者

せっかくですから、弁護士、検察官から何か質問等がありますか。

吉田検察官

冒頭陳述の話で、おおまかに言ったほうがわかりやすいんじゃないかという御指摘、ありがとうございます。そこで、冒頭陳述で、もし例えばおおまかに言ったときに、証拠調べのところでは戸惑うことが逆にありませんでしたか。または、少し先取りになってしまうかもしれないですが、冒頭陳述から証拠調べ、いろいろなパワーポイントを恐らく使って、証拠を画面に映し出したりしていたかと思うのですが、そういったところのギャップを感じた方はいらっしゃらないですか。

5番

少し感じるころはありました。冒頭陳述で、今考えれば、さほど盛り込んでいるという感じではなかったのですが、さっきギャップっておっしゃっていたと思いますが、中身に入ったときに、わっと書いてあったんで、そのギャップが、私の扱った事件が結構いろんな罪がごちゃ混ぜになっていたのかなと思うんです。そのギャップが今でもちょっと残ってしまっていて、こんなに情報量を盛り込んでくるのねというのは今でも少し感じているところではあります。

司会者

5番さんの事件は、被告人が2人いて、事件としては強盗致傷もあれば、窃盗とか詐欺とか、邸宅侵入とか、結構いろいろありますね。

5番

そうなんです。ストーリーを追うのに必死なのに、それに対して要件がどうだとか、多分詳しく説明しているつもりなのですが、私たちはストーリーを追うのに必死なのに、これがどうだ、ああだって、これに当てはまるかな、どうかなというのが余りにも多くて、一つ一つ頭の中を整理するのがちょっと大変でした。

岩本弁護士

弁護人の立場からお聞きしたいと思います。せっかく7人も裁判員の方が来ているので、ざっくばらんな話を聞きたいのですが、弁護人、検察官に負けているぞと、見劣りしているぞという意見聞きたいのです。やはりそれを私たちは直さなければいけないところだと思っています。検察庁は組織でやっていますが、弁護人は個々の力で、基本的には個人戦なので、やはりでこぼこがあるのは承知しています。冒頭陳述の部分で、弁護人が何を言いたいのかわかりにくかったと思われた方いらっしゃいますか。

1番

弁護人は、弁護する側ですから、当然被告人に対しての刑をある程度考えてのことになるのですが、検察官が言っていることはそれなりに、私の場合どうしてもわいせつなものになるので、聞きたくないようなことをそういう文章で書く、細かいことは、また証拠の中に出るのですが、それに対して今度弁護側のほうはそこを少しでもソフトに、とか、あるいはその意図というか、そんなふうには当然感じられるんです。ただ、我々は被告人と、それからそこに被害を受けた方がいる場合もあるので、私の場合、被害を受けた側の女性がいたのですが、そういう状況で弁護士側の陳述をソフトにされても、いや、それはねと、そんなふうにとめました。

岩本弁護士

被害の深刻な事件というのは、弁護人がその被害をどう取り扱うかということについてかなり慎重にならないと、裁判員の方に、えっという印象を持たれてしまうかもしれないですね。ありがとうございます。もう一点それに関して、今日参加されている方の中で弁護人が結論としては執行猶予、つまり刑務所に服役させずに、執

行猶予にすべきだという意見を述べたという事件を担当された方というのはどなたになりますか。(4, 5番の方が挙手) その結論は、結論的には執行猶予を求めますということを弁論の中で言っておられたかと思うのですが、冒頭陳述の段階で、弁護人から執行猶予を求めるということが示された方はいらっしゃいますか。覚えていませんか。示されていなかったもので、後で、ああ、そうだったのかとわかったという方いらっしゃいますか。私は示しておかないと裁判員もわかりにくいんじゃないかなと思ってお聞きしているのですが、いかがですか。

4番

冒頭って初日という意味ですか。

岩本弁護士

初めのまさにまだ証拠の中身を皆さんが見る前の、この冒頭陳述という、検察官が事件のあらましを述べ、弁護人がそれに対して弁護人から見た事件のあらましなどを述べたりする部分です。この段階で弁護人が執行猶予を求めるということを明確にしていたか。

4番

明確になっていませんでした。

岩本弁護士

わかりました。5番さんの件は、最初からその辺の説明があったということですか。

5番

そうです。

岩本弁護士

わかりました。3番さんの件は、私が弁護人として担当した事件で、予備的にというか、心神耗弱の場合にみたいな話で出たことを覚えていて、わかりにくい事件だったと自分でも反省しています。この後も弁護人のよくないところをぜひ聞かせていただきたいと思います。

來司裁判官

いろんな場面で、法廷では裁判官は、訴訟指揮するのは裁判長だけなんですけど、評議のときは、皆さんおわかりじゃないときには御説明しなければだとか、サポートしなければということ常を思っています。ただ、そうはいつでも最初から余り説明し過ぎても、情報量が過多になってしまうので、いつも悩んでいるところではあります。最初に説明し過ぎてもいけないから、何か疑問があったらその都度お答えしていくスタンスにしようかなと思ったりしてはいるのですが、そうすると逆に、何が疑問なのかよくわからないまま進んでいくというところもあるので、どうふうにかかわっていくのが一番いいのかと常に思っています。もし差し支えなければ、裁判官の対応で、こういうタイミングでもう少し説明があったほうがよかったなとか、ここではちょっと早過ぎたなというような、気がつかれたところがあれば、聞かせていただきたいと思うのですがいかがですか。

5番

裁判長を含めて裁判官の方は、結構最初のほうに情報量を出すというよりは、結構小出しというんですか、今回は結構大変だと思うからと前置きしながら、じゃ今日はこれとこれを説明するから、これについてじっくり話しましょうという感じで小出しだったので、そこは結構助けられたかなというのはあります。ただ、裁判官の対応という面では、評議の問題点という欄に裁判官に誘導されている感じはなかったかという欄があったので、少し気になったんですが、若干誘導されているのかなと思う節がありまして、例えば意見を言うじゃないですか、ただ、意見だけを言っても、申しわけないのですが、結論が定まっていないのに言ってしまうたりするので、こちら結論がわからないまま、こういうのはどうですかと言っているのに、裁判長は、じゃどうする、じゃ結論は何ですか、みたいな感じの言い方をされたように私は捉えてしまいました。例えば、その裁判長の方が、あなたが言いたいのはこういうことですかとか、あなたの意見だとこういう結論になりますかとか言ってくると、ああ、そうだななんて思えたりするのですが。

司会者

評議の進め方は、後でお聞きしようと思っていましたが、まさに聞いてみたいところで、いつも悩んでいるところなんです。やはり裁判員の方々の組み合わせによっても大分違うんですね。どんどん言ってくださるようなところもあれば、非常に奥ゆかしくて、こちらから振り向けないと言ってくれない方とか、それからキャッチボールがどンドンできる方、いろいろあるので、手探りでやっているところがあります。でも、5番さんが今おっしゃってくださったようなところは十分気をつけないといけなくて、裁判官もいつも考えがまとまっているわけではなくて、でも問われたら何か答えなきゃいけないから、とりあえず言いますよね。それを引き取ってくれないと、突き放されても困るので、それで、こういうことですかとか、言ってくれると考えがまとまってくるというのもあると思います。他方で悩ましいのは、余りそこで言ってしまうと、それこそ誘導になってしまうので、余り下手なまとめはできないところもあって、難しかったりします。ただ、裁判官のほうで一番気にしているのは、本当に言ってもらわないと評議にならないので、いかに引き出せるかというところを気にしていて、そこはまた後でまとめて聞いてみたいと思います。それから、争われている事件でも、いずれ有罪であれば刑を決めますし、多くの事件は争点が量刑ということになると、刑の重さを決めるのですが、やはり刑の重さを考える基本的な考えというのを多分裁判官から説明を受けたと思います。いわゆる行った犯罪行為にふさわしい刑を科すということで、まずは犯罪行為に関するものを見ましようねという説明があったと思うのですが、その説明は、さっき出てきた執行猶予の前提にもなると思うのですが、そういった説明はどの段階でありましたか。あるいは、どの段階で聞いておけばよかったですか。少なくともこれから量刑について考えましようねというときには説明があると思うんですが、裁判所によっては、早目、早目に、それこそ小出しにしながらというところもあれば、いろいろ工夫しているところなんですけれども、何かその点についてアドバイスがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

1 番

私の記憶ですと、裁判官の方が、冒頭陳述が始まって、1つずつ、そのとき、そのときの必要なものを出してくださって、そこで1つずつ処理をして、最終的に、じゃそれをもう一回出して、どうするかという流れだったので、基本的にはやりやすかったです。ただ今回の争点のところというのはやはり最初の人に概略の大まかなところを言ってくださらないと、さっき言ったように、有罪か無罪なのか、あるいは量刑なのかとか、何かそのところで私達は何を聞けばいいのかということは最初に言っていただいたほうがいいんじゃないかなと私は思いました。

司会者

私なりに理解すると、それぞれが冒頭陳述することによって争点は出てくるんだけど、一応それを裁判官のほうも少しそしゃくしてほしいということですか。

1 番

ある段階で言っていただくほうが方向性が定まってくるんじゃないかなという気がします。

司会者

2 番さん、どうぞ。

2 番

私は、みんなの話を聞いていて、裁判官とか裁判長とか周りの影響がかなり大きいなと思いました。私たちのところは、裁判長とか裁判官は、質問があったら何でも言ってくださいって、何聞いてもいいですよというふうに言ってもらえたので、初めるときからみんなもうどんどん手を挙げている状態が最後まであったので、私はよかったなと思っています。

司会者

今のお話は、要するに裁判官のほうでどんどん意見を言いやすいようにしてくれたということですか。

2 番

そうです。トイレも行きたくれば、声かけてくれればいつでも行っていいですというふうに言ってくれて、いい雰囲気だったなと思っています。

司会者

ありがとうございます。少し評議のところに中身が入ってしまって、多少前後しますが、少し戻していただいて、審理のうち証拠調べについての意見を伺いたいなと思います。証拠調べとしては大きく2つ類型があって、1つは証拠書類が中心となって、具体的にはモニターのほうにいろんな図だとか写真だとか示したり、それから供述調書とあって、書面になっているものを読み上げるというのがあります。もう1つは、証人尋問とか被告人質問みたいに、人が法廷にあらわれて、正面に座って話してくれる、これは、必要があれば裁判員からも質問できるという2つの類型があるんですが、両方あわせて、どちらでも結構ですので、証拠調べの中身について問題点があったかなかったかというところを聞いてみたいと思います。具体的には、例えばさっき言った書証であれば、盛り込まれる情報が適切であったかどうかとか、朗読の仕方がよかったかとかいうことになりまして、証人とか被告人であれば、質問の内容がわかりやすかったかどうかとか、何でこんな人を呼んだんだろうというようなことがあったとか、そのようなことで結構ですので、お願いできますでしょうか。

7番

1日目から私のふだん使っていない部分も全開にして、全ての言葉を聞いて、理解して、精神的にも肉体的にもすごく疲れました。証拠調べとか、そういうことに対しては、評議室に行ってから裁判員さんの発言を、裁判長と裁判官の方々がすごくよく聞いてくださって、一緒に考えてくださって、ああ、それはそうだねというような、私の素人の意見も取り上げてくださったりして、少しは協力できているのかなという気持ちになりましたし、すごく勉強させてもらいました。上手には言えないんですが、ホワイトボードを使って細かくいろんなことを説明してくださって、私はとても充実して、お仲間に入れていただいていたという感じがしています。

司会者

じゃ、今のお話だと、評議室に戻ってもちゃんと参加できたし、証拠調べのほうも非常に大変だったけれども、理解できないということはなかったということですか。

7番

そうですね。理解できないことは質問しましたら、裁判官お三方で、かわるがわる親切に説明していただいて理解ができました。

司会者

7番さんは、法廷で被告人とか証人に質問はしてみましたか。

7番

はい、しました。それも本当に素人的な質問だったんですけども、何でも聞いていいからおっしゃっていただいて、簡単な質問ですけども、被告人に質問させていただきました。

司会者

ほかの方も質問、被告人に対してでもいいですし、証人に対してでもいいですけども、自分も質問してみたという方はちょっと手を挙げてください。(全員が挙手)ほとんどされているんですね。その質問をするに当たっては、何か裁判官のほうからアドバイスとかありましたか。

7番

こういう質問していいですかと事前にお聞きしましたら、大丈夫だから、ぜひしてくださいということでした。

司会者

わかりました。じゃ、ほかの方、証拠調べについていかがでしょうか。何か今思い出して、ここはちょっといただけなかったなとか、今日はぜひ辛口の意見をお聞かせ願いたいと思います。6番さん、お願いします。

6番

私が参加した裁判は、有罪か無罪かを争っているのです、非常に証拠調べというの

も重要な部分で、裁判やりながら、次回はこういう内容で、こういう証人で、こういう内容でお聞きしますということは教えていただけるのですけれど、全体的な流れの説明が一度もなかったような気がしています。例えば13日の間に、全体的なスケジュールはあるのですが、例えば証拠調べについて、こういう内容で、こういうふうにやるというような全体的な流れは、教えていただけなかったと記憶しています。次回はこういう内容で、こういう証人をお呼びしてやりますよということで、その終わった段階でその内容に書いている書類はいただけるのですが、それだけでは非常に自分の考えがまとまらないというか、もう当日は証人のお話を聞いて、それを頭の中に入れるというだけで、その後それを整理して、例えばいただいた書類というのは持っていけないので、もう一度反すうしようとしても反すうできないんです。要するに自分の頭で記憶したことだけしか整理ができないんです。その方法が、ほかに何かないのかなと思います。要するに自分が判断することにおいて、材料が何かもう少しないのかなという思いはあります。

司会者

今持っていけないというのは、事件関係の種類は裁判所から持って帰らないでくださいねと言われているからですよ。そういう意味でいうと、確かに今6番さんの審理予定表を見ても、証人誰々、証人誰々と、ずらずら、ずらずらっとなっているので、その証人がどういう位置づけのものかはこれを見てもわからないのですが、そういう意味でいうと、それこそ最初の冒頭陳述のところでその位置づけみたいなのは出てきませんでしたか。冒頭陳述には証拠も引用してあるので、この事実はこの証人でみたいな形にはなっていなかったでしょうか。

6番

多分あったとは思いますが、そこまでは。

司会者

それをちゃんと使ってくださいね、という説明はなかったということなんですかね。あともう一点、6番さんにお伺いしたいのは、この事件は本当に大変で、証拠調

べを1日この裁判所から出て、期日外尋問というのですが、証人尋問をやられたと聞いているのですが、これはやられてみてどうでしたか。

6番

裁判所とは違う雰囲気の中で証人調べというのをしたのですが、それ自体は別に問題はないというか、普通の裁判の中でやるような感じと全く一緒でした。

司会者

わかりました。あとほかに、どうですか。

4番

証人Aさんと証人Bさん、それぞれ御自由に質問してくださいというお話があって、させていただいたのですが、次に被告人質問があって、矛盾したときに、もう一回証人Aさんに質問したかったのですが、それはかなわないんですね。

司会者

そうですね。証人は、もう呼んでいて尋問が終わってしまうと、また呼ぶというのがちょっと難しいですね。

4番

やっぱりそうなんですね。もしそこができたらなとは思ったんですけどね。

司会者

ただ、被告人がどういう主張をするかというのは争点整理でわかっているの、そこは検察官と弁護人のほうで気をきかせて聞いておいていただければよかったかなと思います。一旦帰ってしまうと聞けないのです。被告人の場合には、法廷にいるので、いざとなれば、またちょっと聞くことはできるのですが。そこはちょっと残念だったということですね。3番さんも何かありますか。

3番

証拠調べの中でいろんな話が出てきて、被告人の方の話から証人の話まで、ずっとメモをとっていたんです。ただ、それは持って帰れないし、それをまた確かに頭の中で整理するのもすごく大変でした。何かもっとわかりやすい資料みたいな、その

場で出た話もあるので、ちょっとまとまったものがあるといいのかなと思います。

司会者

この辺は、裁判員の方にどうやって説明しているかという点、基本的に検察官、弁護人に頑張ってもらって、キャッチフレーズとしては、見て聞いてわかる審理ということになっているので、基本的には見て聞いてそれが頭にすっと入ってくれば一番よくて、メモをもちろんとってもらってもいいけれども、とるのに精いっぱい、下を向いてずっとやっていると、それこそ見て聞いてわからないので、そこは余りメモをとることに集中しないでくださいねと説明しています。もう一つは、証人尋問については録画、録音をしているので、いざとなれば、そのデータを持ってきて、評議室で再生することも可能ですと説明していると思うんですけども、そういった説明はなかったですか。

3番

あったのかもしれないのですが、何かちょっと話をメモをとったり、聞いたりが大変だったなという印象はありました。

司会者

ここは気をつけなきゃいけないところで、おっしゃるとおりで、非常に皆さん真面目なので、やっぱり聞き漏らしてはいけないというか、とにかく目の前の話を理解しようということでやられるので、そこはやはり工夫が必要かなと思います。検察官、弁護士のほうからの質問があればどうぞ。

吉田検察官

証人尋問に関してで、具体的にここはこうわかりづらかったということで何か頭に残っていることがある方がいらっしゃれば、どなたかお願いします。

5番

検察官の質問の中で、弁護人と比べて、被告人に詰め寄っているような印象ではあったのですが、鋭い質問がどんどん来ている印象でして、中でも、全部とは言いませんが、何でこの質問をしているんだろうというのが何個かありまして、裁判長も、

この質問はどういう意味なのかと聞き返している場面がありました。あっ、そういうことなのね、とのみ込めるものもあれば、それは必要なのかというものもあって、私たちも、このやりとりは何だろう、ということが1個だけあったので、それは印象的でした。検察官の方は、結構淡々と、話し方が鋭くついているなという印象でしたが、弁護人の方はドラマチックというか、抑揚をつけて、ああ、この人は悪いことをしたけれども、執行猶予をつけてもいいんじゃないみたいな、というしゃべり方でした。

吉田検察官

ほかにどなたかいらっしゃいますか。被告人質問でも構わないんですが、今ちょっと5番さんがおっしゃったとおり、検察官とすると、鋭く、特に被害者のある事件だと、かわりに鋭く聞かなければいけないということもありながら、とはいえ、いわばけんかをもちかけているようになる場合もやはりありまして、それはそれでよくないと考えています。特に裁判員裁判の場合、気にしながらやっている検察官が多いのですが、皆さんが経験された被告人質問における検察官の対応はどうだったか、何か印象がある方がいらっしゃったらお願いします。

7番

私の印象としては、被害者の方に、御家族が同席していたのですが、すごく気を遣われているなという感じでした。弁護人も、どちらかというとな被告人の方に厳しい感じでした。

司会者

7番さんの事件、それから1番さんと3番さんもそうですけれども、いわゆる被害者参加とって、被害者のほうも代理人を立てて参加ということでやっていて、それも近年法律ができた制度なので、できること、できないことは決まっています。恐らく最後の被害者参加人の意見も、論告とは別に述べた事件だったと思うのですが、裁判員として率直に見て、検察官と弁護人以外に被害者参加人もいるという法廷というのは、経験されてみて、何か感想とかありますか。今7番さんちょっとおっ

しゃいましたけど、ちょっとみんな遠慮しているような感じでとられたということですか。

7番

はい。ちょっと公平ではない気持ちがしたんです。この犯罪を犯した人は確かに裁かれる身なんだけど、もう少し守ってくれる弁護人であつたらいいのになと思いました。

司会者

弁護人ですから、それは被告人の味方ですよ。

7番

感じ方として、どうなのかなと素人判断では思いました。

2番

私のところは、事件も多かったし、被告人に精神障害が少しありました。それで、言っていることがころころ変わってきて、検察官も、どうなんだとかなると、それは仕方がないのかなというのがありました。

岩本弁護士

弁護人の立場からお聞きしたいと思います。さっきの7番さんの話でいうと、確かに被害が深刻な事件ですと、弁護人も余り、何か被告人を変にかばっているように見えてしまうと、逆効果かなと思ったりもして、ある意味少し冷たく見える弁護というのはあるのかもしれないですね。それは、いろいろ考え方があるんだと思います。そう見えるんだなということで伺いました。さて、私のほうから少しお聞きしたいのは、今回皆さんが御担当された中で、いわゆる専門家と言われる証人、精神障害に関する精神科医であつたり、あるいは恐らく6番さんの事件では、防犯カメラの画像から何か被告人の持ち物と犯人が同じかということについて証言する専門家が出たかと思いますが、そういう専門家が出たという方は、まずどのぐらいいらっしゃいますか。専門家の証言が法廷で、専門家の医者であつたり、科学捜査研究所であつたりとか、学者であつたりという方が出たという方。証人として。(2, 3,

6 番の方が挙手) お三方ですかね。それぞれ、もしよかったらこういうところがわかりにくかったので、もっとこうしてほしかったとか、逆にこういうふうにしてもらうとわかりやすかったなど、その専門家の証言のわかりやすさについて感じたこと、あるいはわかりにくさでもいいのですが、教えてもらえると助かります。

司会者

2 番さんは精神科医ですか。

2 番

私の場合は、精神鑑定が入ったんですけど、資料もわかりやすかったので、問題はないです。

岩本弁護士

何かスライドを映しながら証人がしゃべるという方式だったのでしょうか。

2 番

そうではなかったです。

岩本弁護士

何も資料はなく、言葉だけでやりとりを聞いて、理解できたという感じですか。

2 番

紙がありました。

岩本弁護士

証拠に関する何か書類が皆さんに配られたという感じなののでしょうか。

2 番

何をやったかはわかりませんが、知能のテストとか。

岩本弁護士

何かその結果についても紙で手元にあったということですね。

2 番

そうです。

岩本弁護士

それを見ながら聞けば十分わかったということですか。

2番

そうです。話し方もころころ変わるなど、何か書いてありました。

岩本弁護士

何か補助になるそういう書類があって、その上で尋問を聞いたという感じですか。

2番

そうです。

岩本弁護士

ありがとうございます。3番さんはいかがでしたか。私が弁護人として担当した事件ですが。

3番

精神科医の先生がいらして、被告人の精神鑑定について説明されましたが、すごくわかりやすい、それからメモもすごくとりたくなるような、余りにも完璧な内容でした。すごかったな、こういうふうに精神鑑定というのはするんだなというのを思ったような記憶はあります。

岩本弁護士

たしか、プレゼンといって、かなり詳しいスライドを映しながら先生がお話しになられたのでしたね。

3番

はい。

岩本弁護士

わかりました。ありがとうございます。6番さんはいかがでしたか。これは、何か画像の専門家だったのかなと思います。

6番

その裁判の過程で、弁護人がその鑑定人に対して、鑑定人自身の資質についての異議があったんです。ただ、それについて異議を唱えながら、結果としてはそれをそ

のまま、例えばどこかに再鑑定を依頼するとか、何かそういった手段というのを全くとらなかったのか、私自身、何でかなといまだに思っています。

岩本弁護士

確かに検察官のほうから専門家の証人が出たときの弁護人の闘い方という、2通りあると思うんです。その鑑定結果が信用できないということをとにかく、少し言葉が強いけど、攻撃するとか、今言ったように、専門と言えないんじゃないかとか、あるいは鑑定的手法とか経過に問題があるんじゃないかということを探問の中で指摘して、信用できないと言うというパターンと、あともう一個、御指摘があったように、別の専門家に、そこまで言うのなら弁護人のほうで依頼をして、別の鑑定結果を出すという多分2通りあるのだと思うんです。これは、恐らく事件によっていろいろではあるのですが、もしかしたら見て御不満に思われたのは、そういった弁護人がもっと突っ込んだ立証をすればよかったということなのかもしれないですね。その辺は、事件によってさまざまかもしれません。

司会者

最後に、論告、弁論といいまして、証拠調べが終わった後に、結論について検察官、弁護人がそれぞれ意見を言うという手続があります。有罪、無罪であれば、こういったことから有罪であるということを検察官は言いますし、量刑についていえば、こんなところから検察官はこういった刑がふさわしいという、事件によっては、さっき少し出てきた量刑の傾向とか、量刑グラフを使った意見も述べながら言ったりします。弁護人のほうは、量刑を争う場合には、こういったことだから、例えば執行猶予にしてほしいとかいうことを最後に言って、それを踏まえて評議に入っていくということになるわけですが、この最後の論告、弁論について何か内容、あるいはやり方について感想とか御意見があれば聞かせていただければと思います。

2番

これはかなり迷いました。被告人は死刑にしてほしいと言って、弁護人は刑を軽

くと言っていて意見が食い違っていました。そして、検察官は刑を重くと言っていました。

司会者

被告人は、法廷で自分で死刑にしてくれと言っていたんですか。

2番

それでかなり迷いました。

司会者

5番さんは、争点としては執行猶予にするかどうかだったと思うのですが、それについての最後の論告、弁論はかみ合った形になっているかというか、評議をするに当たっての参考になったかどうかという点はどうでしたか。

5番

検察官、弁護人の資料はどちらも、全体的にわかりやすかったです。

司会者

この辺で、論告、弁論で何か聞いてみたいことがありますか。

吉田検察官

検察官は大体恐らくどの事件でも、A3、1枚ぐらいでまとめようとしているかとは思いますが、そうするとかなり文字量が多くて、うわっと感じると思いますよ。かなり我々検察官同士で見ても結構情報量が多いなと、でも言っておかないといけないと思う面があって、どうしても盛り込んでしまうのですけれども、そういう感覚を持たれたか、逆に全然適量だった、あと逆にもっと盛り込んでよかったぐらいなのかとか、その後の評議でも多分見返されたりもしたのかとは思いますが、そういったことも、御経験を踏まえてどうだったか、御意見をいただけますでしょうか。

4番

適切だったと思います。よくまとめられているなと思いました。感心しました。

司会者

そうですね。これも持って帰ってはいけないと言われているから、多分今なかなか思い出せるかどうかわかりませんが。ほかの方はいかがですか。検察官の論告というのは結構パターンが決まっているのですが、弁護人が出すのはいろいろなパターンがあって、検察官と同じように、詳しく書く方もいれば、本当に何か箇条書きみたいな方もいらっしゃるんですけども、特に気になったところはありませんか。

2番

結構きれいになっていました。色を使ったり、見やすかったです。

司会者

検察官のほうですか。両方ともですか。

2番

両方とも見やすかったです。

岩本弁護士

今、紙の話が出ましたので、語りの話を少しお聞きしたいと思います。検察官は割と、かちっとスタイルが決まっていますが、弁護人は人それぞれなんです。原稿を読み上げるスタイルの人もいれば、前に出てきて、紙を読み上げるのではなくて、パワーポイントを示したりしながら、裁判員のほうを向いてしゃべる人もいます。私は後者のタイプで、時々アンケートに、弁護人がじろじろ見ていたとか、オーバー過ぎるとか書かれて、そのたびに反省をしているのですが、いろいろなやり方があります。弁護人が前に出てきてしゃべるというスタイルだったという方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。(3, 5番の方が挙手)では、5番さんに、どうだったか、どんな印象かをお聞きしていいでしょうか。

5番

本当に弁護人の方が最初から最後まで抑揚をつけたスタイルで、前のほうに出て、裁判官を説得しているみたいな印象を受けました。

岩本弁護士

ありがとうございます。少し勇気を出して、私が弁護人を担当した3番さんにも

お聞きします。覚えていればでいいのですが、今私も当時の資料を見返しても、責任能力というややこしい話があって、それこそさっきのペーパーでいうと、字をいっぱい書いたものを3枚出しているまして、それと同じようなものをパワーポイントで映して、私がずっとしゃべっていたことを思い出しましたが、どうでしたか。

3番

被告人は無罪、検察官は有罪、証人も出てきている中で、弁護人はどうやって弁護していくのかなというのはすごく私も最初に気になっていたことだったんですけども、やはり最後まですごく分が悪かったというか、あの事件はちょっと、弁護する人はかわいそうだなと思うぐらい大変な事件だったのではないかと思います。本当に被告人の立場、被告人の意見を信じて弁護するというのは、大変だなと思った記憶があります。

岩本弁護士

ありがとうございます。痛み入ります。さっきも何人かの方から検察官と弁護人の両方の意見を聞いてとても悩んだとおっしゃっていただいて、弁護人は、申しわけないですが、やっぱり皆さんを悩ませるのがある意味職責というか、仕事という部分もありますので、その辺はちょっと御容赦いただきたいなと思います。ありがとうございました。

1番

私の事件は強盗強姦でしたが、今考えると量刑が争点だったので、弁護人が別に諦めているわけじゃないですが、強盗の度合いとか、酌量という話を中心だったので、裁判の中で少しクールというか、ドライだったと感じました。今ほかの方の話を聞いていると、私とちょっと違うなというのは感じました。

司会者

量刑も争点は争点なんですけど、やはり被告人が犯人かどうかを決めるのと比べると、プレッシャーはちょっと違いますよね。

1番

違います。それはあります。

司会者

じゃ、ちょっと時間も迫ってきたので、本当は評議のことも聞きたかったのですが、さっき少し出てきていたのもあるので、ここでお一人ずつ、裁判員に参加してみようと思ったこと、これから参加する方に対するメッセージ、それから言い残したこと、もう少しこうしたほうがよかったんじゃないかとか、一言ずついただければなと思います。

1 番

自分がこういう経験をさせていただき、そこで判断を下すことで、その方の一生を左右するという事の中で、自分が、じゃ普通の生活のときにそれが生かされるかというのは、正直言って、なかなか難しいと思いました。ただ、いろんな皆さんの話を聞いていて、裁判員を半月も1か月もされる方とか、私みたいに本当に4日、5日で済んでしまう場合もあって、比べようがないのですけれども、それでも同じ判断を皆さんそれぞれの御苦勞の中でなさっているわけです。だから、この間、福岡であった声かけのようなことがあるとそれだけで本当にプレッシャーもなってきたりはすると思います。また、裁判員になることについて、会社によってはすごく理解のあるところもあるし、ただ、私の周りで話をしても、想像ですが、やりたくないという人が8割ぐらいが現状じゃないかと思います。会社を休めないとか、介護をしなければならぬなどのいろんな問題があると思います。ただ、その中でこういう役割をさせていただいているので、何かもう少し裁判所というか、国、司法のほうで、これが大事だということをもう少しアピールしてもらわないと。やはり私らが幾ら言っても、なかなかいいよという話にはできないと思います。

司会者

おっしゃるとおりで、頑張らなきゃなと思うと同時に、今日来ていただいた方は応援団だと思っていますので、ぜひお力を貸していただければと思います。1番さん、やはり周りの方に終わった後に、自分は裁判員やったんだよということなんか

は積極的に言っていたいでいるのでしょうか。

1 番

ところどころで話していますけど、私はいいわ、できないわみたいな反応をする人が8割方です。でも、やってみたいという人は、2割ぐらいは、正直言って、いると思います。

司会者

わかりました。ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

2 番

私は、裁判員をやりたいだったので、やっぱりやってよかったと思っています。もう見方が全然違いました。実際新聞とかニュースを聞いていても、あっ、この事件でここなんだとか、こういう刑でこうなんだとか、ちょっと聞けるようになったし、新聞とか読んでいても理解がしやすくなったので、やっぱりこれは必要なものかなと思いました。あと、もう一つ、私からうれしい報告があります。会社の理解がなかったのですが、年度がかわってから、申しわけなかったんですけどという感じで、今まで裁判所で使っていた有休を全部繰り上げにしますので、と全部特別休暇にさせていただきました。

司会者

よかったですね。

2 番

はい。どこでそういうふうに会社に理解されるようになったのかわからないですが、やはり会社の理解があるというのはすごく力のあることだなと思いました。

司会者

これも2番さんが勇気を振り絞ってやっていただいた結果で、ちょっと風穴があいたかなという気がしますね。

2 番

はい。

司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょう。

3番

参加させていただいて、よかったと思っています。私の周りの人、親しい人に、裁判員に当たったということを言ったら、わあ、すごいと、ポジティブな意見しかなかったのですが、ただ会社のほうでお休みをとるに当たって、もしできるのであれば、裁判員の方、個人的なこともあるので、まず了解をとって、オーケーだったら会社に裁判所のほうから、こういうリクエストを出していますと、来ていただきたいと話を通していただけたら、もっと来やすいのかなと思いました。

司会者

選任された後には証明書はお出しするのですが、事前にとということですか。

3番

そうですね。申請は、まず一個人からになってしまうので、何かそのとき会社に言うと、えっみたいな反応がまず来ってしまうので。

司会者

わかりました。すぐにとというのはなかなか難しいかもしれませんが・・・。

3番

今後もし、もちろん裁判員に選ばれた方からのリクエストがあればという案なんです。

司会者

わかりました。検討いたします。確かにそういった御相談を受けることあるので、そのときの中で出てきたとき、どこまでできるかという問題だと思いますので、持ち帰って検討したいと思います。ありがとうございます。じゃ、4番さん、お願いします。

4番

評議はとてもしやすかったです。雰囲気も中身もよかったです。私の担当した事

件は、有罪か、無罪かを争っていませんでしたので、普通にスムーズにできたんですが、もしこれを争っていたら相当つらかったらと思うなとは思いますが、あと、気になるのは、九州の暴力団の傍聴席の、呼びかけというんですか、あれだけはもう徹底的に排除してもらいたいです。

司会者

そうですね。裁判所は、できるだけ事前に情報を集めて、事件によってはかなりそこは気を遣って送り迎えをやってみたいと思っていますし、裁判員の方の身体の安全というのを第一に考えてやるようにしています。究極的になると、北九州のように、裁判員を入れないでということになってしまうのですが、なるべくそれは、イレギュラーな話ですので、本当に危険な場合にはそうしますけれども、ここは十分心して配慮したいと思います。今やっているのは、前回の意見交換会でも出たのですが、やはり事件関係者と顔を合わせるのを勘弁してほしいというのがあるので、今は顔を合わせないように、職員が下において、確かめてから出してもらおうとか、そういった工夫を今はしています。

4番

やはり開かれた法廷でなければ意味がないので、私もそう思います。今回は勉強になりました。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

5番

選ばれる前は、何で私なのかというのが正直な感想ではあったんですが、実際やってみて、やってよかったなと本当に率直に思います。終わってから、まず最初に家族に、やったことを報告したんですけれども、反応は正直冷ややかでした。母親は、私はやりたくないとか、弟は、裁判は見に行ってみたいけど、裁判員にはなりたくないとか、そういう否定的な意見はあったんですけれども、父親だけは、よかったじゃないかと言ってくれたので、そういうものなのかなというのは率直な感想として

今でも残っています。ちょっと話はそれるんですけども、やっぱり裁判員が、裁判の流れの中で私たちが法廷で質問する機会は、最後になるじゃないですか。最後になって、私の場合はストーリーを追うので精いっぱいだったので、聞くには聞くんですが、結構焦燥し切って聞いているわけです。声も何か、今みたいなこんな声じゃなくて、半ばちょっとたんが絡んでいるみたいな、何かそういう感じで聞いて、やはり静かなんで、周りに目が行ってしまうのですが、やはり弁護人とか検察官の反応を見ると、冷ややかなのかなと勝手に思ってしまうんです。鼻で笑っているのかなとか、勝手に思うときが1回だけありまして、うなずいたりしてくれれば心は楽だったのかななんていう場面が少しあったので、そこは伝えておきたいなと思いました。

司会者

こちらから見ていると、逆に検察官も弁護人も、裁判員が質問するとなると、何を聞くのかなと思って非常に過敏なぐらいに反応しています。

5番

そうなんですか。そう言っていただくと、やってよかったなと思います。ありがとうございました。

司会者

6番さん、お願いいたします。

6番

私は、裁判員裁判に参加させていただいて、一番気がついたことは、8人の方、私を含めて、8人の方が本当に自分の全能力というか、全ての自分の知識、いろんなものをフルに働かせて、真剣にその裁判に向き合っているということが一番感じました。やはり人の一生を左右するかもしれないような問題が含まれているので、自分自身が本当に信じることにおいて判決というか、量刑を下さなきゃいけないので、皆さんがそういう思いで裁判員の方はやっていらっしゃる。逆に、私たちはプロではありませんから、プロではないかわりに、要するに素人なら素人の視点という

か、見方というのが逆にあると思うので、そういうものをやはり大事にしてこれから裁判を、開かれた裁判というんですから、それを進めて行っていただきたいなと思っています。

司会者

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、本当にいつも感じていることで、置かれている立場はさまざまで、裁判员裁判に参加するに当たっての苦労も違うんですけれども、選ばれた以上は今6番さんがおっしゃったとおり、皆さん、全身全霊でやっていただいているので、本当に感謝しております。最後に、7番さんですが、だからこそ考えるのは、裁判员の方々に与える負担ということで、こちら余計な負担はなるべくおかけしないようにするんですけれども、やはり裁判というのは、今おっしゃったように、人の一生を左右しかねないものなので、負担がないかということ、負担はあるんですよね。だから、それをどうやって乗り越えるかということも課題かなと思います。7番さん結構つらかったということをさっきおっしゃっていたので、その辺も含めて御感想をお願いできればなと思います。

7番

今でも重く感じてしまっていることは確かにあるんですけれども、こういう機会を与えていただいたということは、自分にとって、自分の人生にとって、この年でちょっと踏みとどまるじゃないですけど、自分の人生を思い返すいい機会になったと思うんです。今までこういった裁判所とかというところには幸い縁がなかった人生だったものですから、見るもの、聞くもの全てがとても私にとっては新鮮で、ああ、こういう世界もあったんだということで、とても感謝しております。その後に、2度法廷を傍聴させていただきまして、ああ、こういう裁判もあるのかと。そういう意味では、とても私の生きてきた世界と違った分野での興味が湧きましたし、またいい機会をいただいて、学ばせていただいたと思っております。ありがとうございました。

司会者

どうもいろいろありがとうございました。最後に参加した裁判官，検察官，弁護士から一言ずついただいて，お開きにしたいと思います。

來司裁判官

今日は皆さんの貴重な意見を聞けて，とても勉強になりました。選ばれて，やったださるだけでもありがたいのですけれども，こういった機会に手を挙げて参加していただいたということにとっても感激しております。同僚の裁判官がどういうふうにしたのかということも聞いたところもよかったですし，今後すごく参考になる意見がありましたので，今後の執務に役立てたいと思っております。ありがとうございました。

吉田検察官

本日はありがとうございました。検察官の立場からしますと，法廷でしか皆さんを見ることができず，こうやって意見を聞く機会というのがなかなかないので，非常に本日は勉強させていただきました。特に期間中，皆さんのお言葉でありました，全力で考えていただけているということもさることながら，来るに当たって，選任手続だけであったとしても，またさらに選ばればそれだけのかかりの負担，その前の段階での負担も含めての裁判員だと思しますので，それだけの負担と，またその期間中の全力で聞いていただけているということに比べられるよう，私自身もそうですし，検察庁全体としても，よりよい裁判員裁判をやっていければいいなと思っております。本日は本当にありがとうございました。

岩本弁護士

今日は本当にどうもありがとうございました。皆さん，もしかしたら気にされているのは，御自分が担当した事件の被告人がその後どうされているかということなのかもしれないですね。弁護人を長年やってきて思うのは，一概には言えませんが，やはり皆さんを含めた当事者が，全身全霊を尽くして，ぼろぼろに，くたくたになるまでやった事件は，やはりどこかで被告人も，あるいは事件の被害者の方も，受け入れるときがちゃんと来るんじゃないかなと思っております。裁判ってタイ

ムマシンもないのに、過去のことを取り上げて、何があった、なかった、刑をどうするかということをして1年単位、数か月単位で決めるわけで、もしこれを300年後とか500年後の人が見たら、昔の人はすごいことをやっていたなと思うかもしれないと思うんですけども、そういう意味でも関係者が受け入れられるような、大変だと思うのですが、我々を含めて、くたくたになって出した結論であれば、後世の人にとっても恥ずかしくない仕事と一緒にできているのではないかと思いますので、非常に大きな御負担をおかけしたかと思えますけれども、そのことに感謝を申し上げたいと思います。

司会者

それでは、そろそろ時間になりましたので、これで意見交換会を終わりたいと思います。本当に長い時間どうもありがとうございました。